

○奈良市民生委員の定数に関する条例

平成26年12月25日条例第50号

奈良市民生委員の定数に関する条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数は、170以上360以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準とし、本市の実情に応じて市長が定める数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。